

診断あきた

◆発行 中小企業診断協会秋田県支部
〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号 秋田県商工会館
秋田県中小企業経営指導センター内
TEL0188-23-6311 FAX0188-23-8257

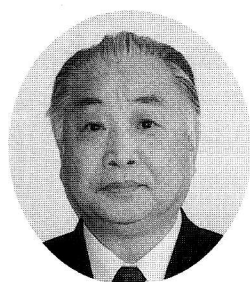


平成10年3月31日

創刊号

創刊ごあいさつ

随筆



秋田県支部
支部長 本間 良一

現代の印籠 『中小企業診断士』

財中小企業振興公社
中小企業アドバイザー 亀谷 實

長い間待たれていた支部広報誌「診断あきた」が、いよいよ発刊の運びと相成りました。

広報誌の発刊は、平成9年度の支部事業の一つでもありました。この発刊によって、前支部長故武田啓二様のご遺志を全うすることの出来ましたことを、支部会員の皆様と共によろこび合いたいと思います。

また、この発刊によって、会員の意思の疎通が一層図られ、小さいながらもまとまって大きなパワーを発揮して行きたいものです。

いま、企業を取り巻く経営環境は、日に日に厳しさが増して来ております。“朝の来ない夜はない”といいますが、何と明るい兆しの見えて来ないことでしょうか。このような時こそ、診断士が元気づけをする時でもあります。

その筋からの情報によりますと、従来まで国・県が直接実施して来た診断の一部を、積極的に民間に移行する方向づけをしているようであります。近い将来、会員の皆様にもこれに参画してもらい機会があるように考えられますので、相互に研鑽を積み、いつでも要請に対応できるよう、万全を期していただければ幸いに存じます。

終わりにになりましたが、広報委員の皆様はじめ会員の皆様に大変ご苦勞をおかけいたしました。厚く御礼申し上げます、創刊のごあいさつといたします。

企業勤めの現役時代に、人材開発係長を兼務として永く勤めた。率先垂範で中小企業診断士の資格にチャレンジした。40代の半ばであり、まだまだ馬力があつた時代で、何とか合格した。少しは率先になり垂範となり、後輩の督励効果はあつたと自負した。

しかし他の資格に見られぬ更新研修。毎年の1泊2日の研修では会社に休暇届けを出し、仙台まで往復400kmをボンコツ車で運転した。メンテナンスに金の掛かる資格だなど、ぶつぶつ文句一杯、捨てるにはもつたない資格と保持した。

3年前60才定年を迎えた。幸いなことに、年金と雇用保険を同時にもらえた。300日の恩典に浴した無税の金が入り、家内は喜んだ1年であった。凡人には目的なしの1年間、晴耕雨読はさっぱり頭に入らず、小生には無為な毎日で正直辛かった。

退役後2年目に入り、思わぬことに中小企業診断士の資格が生きてきて、有り難いことにあちこちから非常勤の声が掛かり、県内を飛び回っている。3年目の今年も、まだ中小企業診断士の資格の効果あらたかである。更新研修の盛岡市にも、ボンコツ車を駆使して喜んで出かける。健康を保つ、中小企業診断士は私にとり、「現代の印籠」である。

会員プロフィール

創刊を記念して、秋田県支部会員のプロフィールを紹介します。

氏名の50音順に、記載項目は以下の通りです。

氏名

①登録部門

②生年月日(年齢)

③自宅住所

④自宅電話・FAX番号

⑤Eメールアドレス

⑥勤務先

⑦勤務先住所

⑧勤務先電話・FAX番号

⑨主な研究テーマ

⑩他の公的資格

⑪趣味・特技

⑫『好きな言葉・座右の銘』

荒牧 敦郎

- ① 商業 ② S.33.1.24 (40才)
- ③ 〒010-0971 秋田市八橋三和町12-15
ロイヤルハイツ102号
- ④ ☎0188-66-7655
- ⑤ armk@synap.ne.jp
- ⑥ (株)秋田銀行 秋田経済研究所
- ⑦ 〒010-8655 秋田市山王3-2-1
- ⑧ ☎0188-63-5561 FAX0188-63-5580
- ⑪ 映画鑑賞、バイク

石川 聡

- ① 商業 ② S.38.8.15 (34才)
- ③ 〒010-0925 秋田市旭南3-6-22-206
- ④ ☎0188-66-6431
- ⑤ ishisato@synap.ne.jp
- ⑥ (株)秋田銀行 情報開発室 副主査
- ⑦ 〒010-8655 秋田市山王3-2-1
- ⑧ ☎0188-63-1212 FAX0188-64-1027
- ⑨ 中小商業者へのコンサルティング、M&A、
相続対策
- ⑪ トレーニング、読書、キャンプ、ゴルフ
- ⑫ 『継続は力なり』

貝田 仁郎

- ① 商業 ② T.14.1.2 (73才)
- ③ 〒010-0101 南秋田郡天王町追分5
- ④ ☎0188-73-2121



亀谷 實

- ① 工鉱業 ② S.9.10.31 (63才)
- ③ 〒018-0402 由利郡仁賀保町平沢字新町11
- ④ ☎0184-35-2639
- ⑥ (株)秋田県中小企業振興公社 中小企業アドバイザー
- ⑦ 〒010-0951 秋田市山王6-1-13
- ⑧ ☎0188-62-3514 FAX0188-66-7578
- ⑨ 職場の5Sと技術力、企業内人材開発、
新素材と加工技術
- ⑩ 技術士(金属部門)、衛生管理者、等
- ⑪ 将棋四段、囲碁初段、剣道二段
- ⑫ 『着眼大局、着手小局』

工藤 義和

- ① 商業 ② S.12.2.25 (61才)
- ③ 〒013-0008 横手市陸成字八幡田7-5
- ④ ☎0182-33-4334
- ⑥ 工藤経営診断事務所 所長
- ⑦ 〒013-0028 横手市朝倉町6-8
- ⑧ ☎0182-32-9237 FAX0182-32-9235
- ⑨ 企業経営者の資質と業績評価、同族経営の功罪と
中小企業、財政事情と歴史事象
- ⑩ 税理士 ⑪ 将棋、囲碁
- ⑫ 『信なくば立たず』

熊井 春美

- ① 工鉱業 ② S.25.2.24 (48才)
- ③ 〒010-1421 秋田市仁井田本町3-28-8
- ④ ☎・FAX0188-39-1790
- ⑥ (株)いなにわ 代表取締役社長
- ⑦ 〒010-1421 秋田市仁井田本町3-28-8
- ⑧ ☎0188-39-6718 FAX0188-39-5763
- ⑪ 山歩き、ゴルフ、
自然科学や動物に関するもの全般
- ⑫ 『夢なくして計画なし。計画なくして実行なし。
実行なくして成功なし。』

佐々木正記

- ① 商業 ② S.33.11.14 (39才)
- ③ 〒010-0802 秋田市外旭川字水口125-4
- ④ ☎0188-68-6484
- ⑥ (株)北都銀行 本店営業部 課長代理
- ⑦ 〒010-0001 秋田市中通3-1-41
- ⑧ ☎0188-33-4211 F A X 0188-35-7435
- ⑨ 労務管理、年金
- ⑩ 社会保険労務士、簿記2級
- ⑪ フォークギター、ピアノ
- ⑫ 『遅すぎるといえることはない、何か方法があるはずだ』

佐瀬 道則

- ① 商業 ② S.30.12.17 (42才)
- ③ 〒010-0013 秋田市南通築地14-53
- ④ ☎0188-34-3037
- ⑥ (株)北都銀行 人事部付外向
[日赤・婦人会館跡地等再開発準備組合]
- ⑦ 〒010-0001 秋田市中通1-4-58
- ⑧ ☎0188-32-1011 F A X 0188-32-1198
- ⑨ 市街地再開発とまちづくり、
中小商業及び商店街の活性化
- ⑩ 読書、音楽鑑賞、映画鑑賞、タウンウォッチング
- ⑫ 『行雲流水、泰然自若』

佐藤 幸治

- ① 商業 ② S.9.4.9 (63才)
- ③ 〒018-0402 由利郡仁賀保町平沢字鳥森1-4
- ④ ☎・F A X 0184-35-4595
- ⑫ リンゴづくり、歴史探訪

佐藤 直伸

- ① 商業 ② S.34.2.3 (39才)
- ③ 〒010-0925 秋田市旭南3-6-22-205
- ④ ☎・F A X 0188-23-7933
- ⑥ (株)秋田銀行 総合企画部 副長
- ⑦ 〒010-8655 秋田市山王3-2-1
- ⑧ ☎0188-63-1212 F A X 0188-65-2786
- ⑨ 金融動向など
- ⑩ 吹奏楽、スキー
- ⑫ 『あなたがやらずに、誰がやる』

高橋 彦

- ① 商業 ② S.31.4.3 (41才)
- ③ 〒010-0816 秋田市泉字銀ノ町127-1-204
- ④ ☎0188-63-6999
- ⑥ (株)秋田銀行 営業統括部 主査
- ⑦ 〒010-8655 秋田市山王3-2-1
- ⑧ ☎0188-63-1212
- ⑨ マーケティング戦略、顧客行動
- ⑩ 陶芸

高橋 広悦

- ① 商業 ② S.15.11.27 (57才)
- ③ 〒010-0044 秋田市横森4-6-10
- ④ ☎0188-34-9722
- ⑥ 盛岡会計センター(有) 代表取締役
高橋税理士事務所 所長
- ⑦ 〒010-0816 秋田市泉字大橋98-1
- ⑧ ☎0188-62-3532 F A X 0188-62-5104
- ⑩ 税理士 ⑪ 囲碁

田中 茂樹

- ① 工鉱業 ② S.29.5.23 (43才)
- ③ 〒010-1424 秋田市御野場1-6-1
- ④ ☎・F A X 0188-39-9119
- ⑤ shigeki-tanaka@akt-osvl.ccgw.nec.co.jp
- ⑥ 秋田日本電気(株) 資材部長
- ⑦ 〒010-1424 秋田市御所野下堤3-1-1
- ⑧ ☎0188-29-0026 F A X 0188-29-0031
- ⑨ 中小企業の経営再建指導、資金繰りの研究
- ⑩ ゴルフ、登山
- ⑫ 『感じたことを信じて、信じながら行動する』

古木 智

- ① 商業 ② S.27.11.30 (45才)
- ③ 〒010-0816 秋田市泉字上ノ町48-35
- ④ ☎0188-64-5469
- ⑥ (株)北都銀行 くらしと経営の相談所 業務役
- ⑦ 〒010-0001 秋田市中通3-1-41
- ⑧ ☎0188-33-4211
- ⑩ 宅建主任者
- ⑪ 釣り
- ⑫ 『壮にして学べば、則ち老いて衰えず』

本間 良一

- ① 工鋳業 ② S.5.5.22 (67才)
- ③ 〒019-2112 西仙北町刈和野字愛宕町13
- ④ ☎・F A X 0187-75-1206
- ⑪ 草花の観賞 ⑫ 『誠實』

渡辺 達也

- ① 工鋳業 ② S.39.2.11 (34才)
- ③ 〒011-0941 秋田市土崎港北5-3-62 北辰寮
- ④ ☎0188-47-0236
- ⑤ takehope@mwb.biglobe.ne.jp
- ⑥ (株)同和半導体 担当課長
- ⑦ 〒011-0911 秋田市飯島字砂田1
- ⑧ ☎0188-46-8000 F A X 0188-46-9478
- ⑪ 競馬 ⑫ 『因果応報』

XX



『銀行の不良債権』

工藤経営診断事務所
所長 工藤 義和

I. 昭和の金融恐慌からの教訓

昭和初期の鈴木商店の倒産による台湾銀行の破綻から端を発し、銀行の取り付け騒ぎへと展開した所謂昭和の金融恐慌は、今でいうところの「公的資金」の導入によりひとまず収拾した。

もっとも、大勢に影響のない弱小金融機関は保護の対象にはならなかった。この時のわが国大蔵省の受けた教訓は、概ね次のようなものであった。

(1) 資本金、資金量の小さい銀行は体力が弱く経済の変動に耐えられがたいので、資本金、資金量の小さい銀行については、その設立を許可しない。

原則「一県一行主義」の原型である。

これにより、旧地主階級を主とした個人同族経営的な銀行は淘汰されたことになる。

(2) 銀行破綻の典型的なスタイルは、庶民から集めた零細な預金を銀行の経営者が別に経営する企業に貸し付け、それが焦げ付いて不良債権化するという状況であった。

そのため、その後の大蔵省による銀行検査においては、銀行が自行の役員に融資することは原則

として禁止、もしくはきつく抑制している。

先の東京安全信組、東京協和信組の場合は、この教訓が全く生かされなかったことになる。信組は銀行ではないから、監督から外れていたらしい。

(3) 一旦取り付け騒ぎが発生すると、健全な銀行までが巻き添えを食うことにより金融が混乱して、国民生活に甚大な被害が及びかねないので、あらゆる手段を講じて事態の収拾を図らなければならない。

この精神が、その後の銀行に対する大蔵省の行政指導が所謂「護送船団」と称されて批判の的となった。

ただし、その後の大蔵省のわが国金融機関に対する行政指導は、誠に適切であったと思われる。つまり、よく教訓が生かされていたというべきだろう。

II. 銀行の不良債権の不思議

(1) さて、昨今の金融機関が抱える不良債権の額の大きさはいったい何を意味するのだろうか。にわかには信じがたい状況である。

不良債権の処理策についての各界著名人のご高説は、誠に傾聴に値するものばかりだが、解決の根本に言及された論議は皆無といっていいほど少ない。

(2) そもそも銀行業にあっては「不良債権」は殆ど発生しないか、発生しても微々たるものにすぎないというのが原則である。

銀行業において融資業務を担当する行員は、殆どの場合当初は少額の案件から取り扱い、徐々に慣れるにしたがって高額な案件へと移行する。

その間頻繁に不良貸付をする担当者がいれば、他の係に廻されるか降格されるかである。

いやしくも支店長とか役員にのぼりつめた銀行員であれば、不良な取引先に融資するはずがない。つまり貸付担当行員は自然淘汰されるように出来上がっているのであり、もし何かの情実で淘汰の効かないシステムであれば、大蔵省の検査官が承知しないであろう。

要するに過去の金融破綻から得た教訓をもとに運用する大蔵省の行政指導で、不良債権の発生する余地はないのである。

- (3) ところが事実は小説よりも奇なりである。

当初、都市銀行の膨大な不良債権と聞いて冗談だと思った。

都市銀行や有力地方銀行では、若いときから頻繁に不良貸付を行なう行員を放置したまま、人事管理をしていたのであろうか。

若いときから頻繁に不良貸付を行なった行員が、頭取や重役になっていたのであろうか。

また、そのような不良債権の分類作業をする大蔵省検査官は、事態を傍観するほど無能だったのだろうか。

謎は深く、誠に不思議というほかない。

III. 不良債権発生要因

- (1) さて小生には、都市銀行や有力地方銀行が、頻繁に不良貸付をする行員を放任していたとは思えない。

また、それらを監督する大蔵省の検査官が、事態を傍観するほど無能だったとも思えない。

だとしたら、かかる不良債権の発生はどのように説明されるのであろうか。

- (2) 説明するとすれば、大蔵高級官僚の金融機関に対する天下りの事実が分かりやすいであろう。銀行経営は、お役人気質で外部から滑り込んで出来るほど生易しいものではないはずである。

住宅専門金融機関を市場原理を無視して乱造し、市中の金融機関から奉加金を徴収するがごとき手法で資金調達して、慣れない長期金融業務に手を染めた結果が、この様である。

バブルが弾けたなどというが、バブルを見抜いて資金管理するのが金融マンの見識である。ないものねだりだろうか。

バブルに見向きもしなかった銀行家がいたことを忘れてはなるまい。

金融業務に慣れない高級官僚が、監督権限をかさに天下って経営権を握り、資金を縦横に運用し

てミスが重なったというのであれば、なるほど不良債権が発生する原因が分かるような気がする。

何か別に納得できる説明があれば拝聴したいものである。

IV. 対外信用の下落

- (1) 金融機関の未曾有の不良債権問題の深刻さは、預金者保護がはかれるかという課題もさることながら、海外経済界からの信用失墜にある。

海外の目は、不良債権の発生メカニズムを把握しえないようである。

また、その発生メカニズムにつき、わが国政府は海外に対して明快な説明を与えていない。もしかしたら政府自身その発生メカニズムを把握していないのかも知れない。

わが国の金融機関の格付けが下落する一方にもかかわらず、信用回復の手段をつかみかねているように見える。

外国の格付会社の判断には誤認があるなどという反論は当たらないであろう。説明のない事実不安が高じるのは当然だからである。

- (2) 不良債権発生メカニズムの説明がないまま、諸外国に対して金融秩序の回復策と称して30兆円の公的資金を準備したということを報告して廻っているようだが、これで信頼が回復するとは到底思えない。

発熱で苦しんでいる患者に対して、発熱の原因を診断しないで、氷嚢を沢山用意したから安心してくれといっているようなものだからである。

その証拠に、公的資金を準備してからもわが国金融機関の格付けは一向に上向かない。

V. 悪しき慣習への決別

- (1) 金融機関の不祥事と官僚の天下りに因果関係を感じるように、建設業界、製薬業界、運輸業界の不祥事も官僚の天下りと無縁ではないようである。

官僚の天下りも、事ここに至っては全面禁止の方向で調整するしかあるまい。

上級官吏が大企業や外郭団体に天下れば、下級官吏は市町村の職員までが天下り先を模索する始末である。

悪しき慣習であり、決別したいものである。

- (2) とくに天下り先の所謂第三セクターは、全国至る所で目を覆いたくなるばかりの惨状である。そ

して、そのツケが善良な納税者に廻されている。
権限を悪用して、己れの利得を図るべく天下るなど言語道断である。本来、役所の権限は役人のためにあるのではない。国民生活の安定のためであることを忘れてはならない。

役所の権限そのものは悪ではない。その権限を悪用する根性が悪なのである。

- (3) たとえば、銀行経営にはズブの素人の大蔵官僚の天下りシステムをそのまま放置して、何をしでかすか分からない素人の銀行経営をチェックしなければならない大蔵省の権限は縮小するというにでもなれば、本末転倒の謗りを免れないであろう。

過去の金融機関の破綻を教訓に、金融機関を指導監督する大蔵省の権限そのものに罪があるのではなく、その権限を悪用して己れの欲に溺れる腐った人間に罪があるのである。

- (4) 権限が強すぎたために腐敗したなど、人の所為にしてもらっては困る。偉い官僚は年次順に外部に転出するから天下るなどというのも困る。

官僚のシステムを決めるのは、他ならぬ納税する国民であり、税金で雇われた官僚ではないのである。

憲法は、納税する国民、国家の財政を負担する国民が主権者であることを明言している。官僚の思い上がり、思い違いは許されないであろう。

- (5) 同時に国民、その代表である国会議員が雇人で

ある官僚から尊敬される存在でなければならないことも確かだ。

尊敬に値しない社長の元で働く社員を抱えた会社の命運は長くはないのである。

金融機関の不良債権は多くのことを我々に教えてくれている。

[注] 本文において官僚というのは、本来公務員と呼ぶべきだが、通称にしたがった。

会員消息

備いなにわ

代表取締役 熊井 春美

10年、20年単位の長期計画に基づき、首都圏にもうひとつのドミナント作りをしたいと思っており、出店に向けて計画進行中であります。

開店の際は改めてお知らせ申し上げますが、首都圏在住の会員の皆様の知人・友人の方々にPRいたたく、ご紹介を宜しくお願いします。

我がふる里、秋田のために、秋田の食文化を全国、特に首都圏に発信し、少しでも貢献できればと思っております。

事務局だより

【1月23日】 平成10年度中小企業診断士登録事務受付終了

受付総数 8名

<内訳> 工鉱業 3名 (新規1名、更新2名)

商業 5名 (新規2名、更新3名)

【2月7日】 理事会・広報委員会合同会議開催

出席者数 7名 (理事3名、広報委員4名)

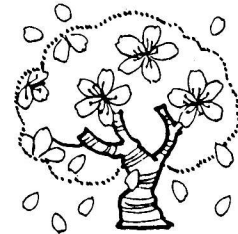
(1) 議題; 会報の発行について

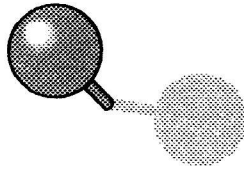
(2) 報告事項; ① 平成10年度登録事務について

② 本部主催登録事務連絡会議の開催について

③ 秋田県環境衛生営業指導センター「分野調整事業協議会」の開催について

【2月9日】 本部「情報ネットワーク構築に関するアンケート調査」回答票送付





事務局收受書誌類一覧

(平成9年10月～平成10年2月)

(分類)	(書誌名)	(発行元)	(発行年月)
【新聞】	『中小企業振興』(721号～729号)	中小企業事業団	平成9年10月 ～平成10年2月
【報告書】	『有望ベンチャーの発掘法』	かながわベンチャー研究会	平成9年10月
	『和歌山県の商業団体における、 ポイントカード事業の実施状況 と今後の展開、問題点把握と解 決策』	中小企業診断協会 和歌山県支部	平成9年12月
	『京都市西南部におけるロードサ イドショップの実態分析調査研 究報告書』	中小企業診断協会京都支部	平成10年1月
	『広島県下自動車関連中小製造業 の調査研究報告』	中小企業診断協会 広島県支部	平成10年1月
【リスト】	『情報サービス産業 西暦2000年 対応サービス事業所リスト』	中小企業診断協会 愛知県支部	平成10年1月
【書籍】	『21世紀を生き抜く中小企業経営 者の自己変革』	税務経理協会	平成9年11月
【パンフ】	『中小企業診断協会のご案内』	中小企業診断協会	平成10年1月
	『同上』(英文)	中小企業診断協会	平成9年11月
【雑誌】	『企業診断』 (平成10年1月号～2月号)	同友館	平成10年1月 ～2月
【会報】	『診断北海道』(新年号)	(社)北海道中小企業診断士会	平成10年1月
	『診断三重』(新年号)	中小企業診断協会三重県支部	平成10年1月
	『診断京都』(新春号)	中小企業診断協会京都支部	平成10年1月
	『診断士』(新年号)	中小企業診断協会大阪支部	平成10年1月
	『企業診断ニュース』	中小企業診断協会福島県支部	平成10年1月

※上記書誌類については閲覧可能です。希望者には貸し出しもいたします。

※パンフ類につきましては若干の余部がありますので、希望者に無料で配布します。

※ご希望の方は、事務局古木までご連絡願います。

視察報告

商店街先進事例視察研修

㈱北都銀行

佐瀬 道則

去る3月16日～17日にわたり、秋田商工会議所主催の視察研修があり、商店街活性化の事例として県北を見る機会があった。この場を借りて、私個人の感想を中心に簡単にご紹介したいと思う。

まず森吉町米内沢の共同店舗「ラポールよないざわ」である。昨年の更新研修に参加された会員はご記憶があるかと思うが、その場で秋田県の事例として紹介されたものである。Aコープがキーテナントになった、地元業者5店舗が入居したものであるが、正直なところ今のままでは苦戦が予想される。店舗設計、陳列、品揃え等々まだまだ工夫すべき点が多々見受けられた。

次に大館市大町商店街での空店舗を利用した「チャレンジショップ」で、公募した4店舗が営業している。ここは商店街そのものが全体的に老朽化が著しく集客力に乏しいと思われ、よほど個店に魅力がないと活性化の目玉にはなりにくい。テストケースとしては面白

いが、果たしてどの程度の効果があるのか、今後の推移を見守るしかないのではなからうか。

最後は鹿角市の大町及び新町商店街である。大町では空店舗を地元有志と組合が出資した会社が買い取り、カラオケとファーストフードの店をやっている。新町では個店の再配置と食品スーパー導入による街路事業と近代化事業が完成している。

ここは商店街としての街並み形成がなされており、応対した役員のやる気も感じられた。ハード事業だけでなくソフト事業にも積極的に取り組んでおり、消費者からも一定の支持を得ていることは大いに評価できる。

商圏が狭いというマイナス面はあるが、それがかえって超大型店が出店する環境ではなく、独立した経済圏域を持っていることが逆に強みになっているのではないかと感じた。最近周辺に中規模店がいくつか進出して来ているが、街区内に地元主導型のショッピングセンターを設置する構想もあって、着実に街づくりが進んでいるという印象を持った。これからは楽しい商店街である。

2日間の視察を通じて、街づくりはまず第一に「人づくり」から入らないとうまく行かないことを強く感じた。リーダーとなる人達がいる、カネと時間を惜しまず、他人（とくに行政）をあてにするのは必要最小限にして、自分達の街は自分達で作るという信念を持って事に当たるのが基本になれば、活性化はおぼつかないと思う。



編集後記

- ◆記念すべき創刊号が出来上がりました。まずもって、投稿していただいた会員の皆様へ感謝申し上げます。広報誌なるものを初めて担当しましたが、最初にイメージしていたより、予想外に時間がかかってしまいました。次回からはもう少し段取りよくやりたいと思います。
- ◆編集してみて、皆様からの投稿が如何に大切か身にしみました。原稿がなければ誌面作りができませんので、次回以降どうぞふるって原稿を送って下さい。
- ◆支部長のあいさつにもありましたが、支部会報の発行は故武田支部長のご遺志でもあります。あらためて武田様のご冥福をお祈りし、秋田県支部の今後の発展への決意を新たにしたいと思います。